

運賃設定の一部変更のお知らせ

株式会社ソラシドエア(本社:宮崎県宮崎市 代表取締役社長:高橋宏輔)は、運賃設定の一部変更を行いましたので、お知らせいたします。

2018 年 7 月 1 日(日)~10 月 27 日(土)搭乗分「ソラ島割」の運賃額変更について、本日、国土交通省へ届出いたしました。今回の変更は、沖縄県が実施している「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」において適用条件が変更されたことに伴い実施するものです。

尚、2018 年 10 月 27 日(土)のご搭乗分をもって「往復割引」の設定を終了いたします。

概要は以下のとおりです。

記

1. 「ソラ島割」の運賃額変更

運賃概要

[対 象 運 賃] : ソラ島割

[対 象 路 線] : 沖縄(那覇)-石垣線

[対 象 期 間] : 2018 年 7 月 1 日(日)~2018 年 10 月 27 日(土)ご搭乗分

[運 賃 額] : 10,500 円(通常期) 11,050 円(多客期)

通常期:2018 年 9 月 1 日(土)~10 月 27 日(土)

多客期:2018 年 7 月 1 日(日)~8 月 31 日(金)

[運賃適用基準日] : 2018 年 6 月 29 日(金)ご購入分から適用

- [ご 利 用 条 件]
- ・ 満 3 歳以上の方で、「沖縄県内各市町村」が発行する「沖縄県離島住民割引運賃カード」または「『沖縄県離島住民割引運賃カード』転出者用証明書」をお持ちの離島居住者の方にご利用いただけます。
(石垣市・竹富町・与那国町で発行されたカードが適用されます。)
 - ・ 航空券の購入およびご搭乗手続きの際、割引適用に必要なカードをご提示ください。ご提示いただけない場合、割引は適用されません。
 - ・ 予約変更は可能です。但し、航空券の名義・区間の変更および他社便への変更はできません。

「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」に関するお問い合わせは、沖縄県企画部交通政策課までお問い合わせください。沖縄県企画部交通政策課:098-866-2045

その他

※ 満3歳以上満12歳未満のお客様が「ソラ島割」をご予約・ご購入時に、その運賃額よりも当該便における「小児普通運賃」の方が安価な場合、「小児普通運賃」を自動適用いたします。

2. 「往復割引」の設定終了

2018年10月27日(土)のご搭乗分をもって、「往復割引」の設定を終了いたします。2018年10月28日(日)以降は有効期間内の航空券をお持ちの場合でも、原則ご搭乗頂けません。

過日お知らせいたしました運賃制度の変更に伴い、「往復割引」の航空券の取扱いを下記のとおり行います。

(1) 搭乗可能期間

2018年6月30日以前に 発行された航空券	2018年7月1日以降に 発行された航空券
航空券の有効期間満了日まで	航空券の有効期間にかかわらず、 2018年10月27日まで

(2) 払戻期間

2018年6月19日以前に 有効期間満了を迎える航空券	2018年6月20日以降に 有効期間満了を迎える航空券
航空券有効期間満了日の翌日から 起算して10日以内	航空券有効期間満了日の翌日から 起算して30日以内

(例)



※ 2018年10月27日(土)までに搭乗できず未使用となった区間の払戻について
10月28日(日)以降、往復割引でのご搭乗はできません。未使用区間の払戻をご希望の場合はソラシドエア予約・案内センターへご連絡ください。(ソラシドエア ホームページでお手続きを行うと差額のお支払いが発生しますのでご注意ください。)

◇ ソラシドエア ホームページ : www.solaseedair.jp/

◇ ソラシドエア 予約・案内センター : 0570-037-283 (年中無休 6:30~22:00)

以上